

保護者様

「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」への加入について

名古屋市教育委員会
名古屋市立南養護学校長

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、国・学校の設置者(名古屋市)・保護者の三者が経費負担する互助共済制度で、お子様が学校管理下でけが等をした場合、災害共済給付を受けることができます。この制度の概要は以下のとおりです。

＜日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の概要について＞

項目	概要
給付の対象	加入年度中の学校管理下でのけが等 ※ 学校管理下とは授業中・休憩時間中・部活動中 (転校しても可) 校外学習中・通常の経路による登下校中等
給付の種類	・医療費 ※ 健康保険を使った治療で、治療が終了するまでの医療費総額が5,000円 (500点)以上の場合、[窓口負担額(通常医療費総額の3割) + 医療費総額の1割]を給付 ・見舞金 ※ 残った障害の程度により給付(死亡も含む) (別紙「災害共済給付制度のお知らせ」参照)
給付の期間	初診から最長10年間(同一災害)
掛金	年額 保護者負担460円 、本市負担460円(一人当たり) *集金の方法については後日連絡いたします。
本市医療費助成等を受けた場合	本市医療費助成を受けて窓口負担が無い場合・・・ 医療費総額の1割を給付 見舞金は通常給付

※ 医療費給付の内訳および本市の医療費助成につきましては、裏面の図をご参照ください。

※ 損害賠償を受けた場合は、原則として給付金額から、損害賠償金を差し引いた額が支給されます。

※ 5月1日の在籍を基準として加入の手続きを行います。原則として、5月2日以降の加入はできません。

※ 病院の受診に際しては、病院が特定機能病院・地域医療支援病院の認定を受けている場合には、選定療養費等(5,400円程度)が発生する場合がありますが、この療養費については給付の対象外となりますのでご了承ください。

※ 5月8日(金) 13:00までに保護者の方と連絡が取れない場合、今年度は未加入とさせていただきます。ご了承ください。

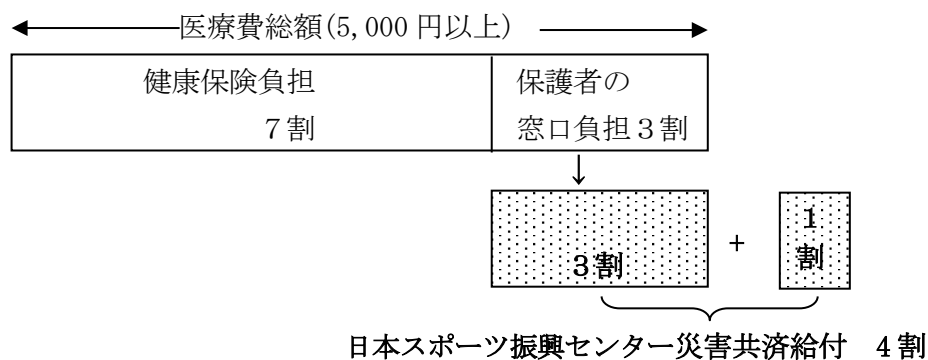
電話連絡にて加入するとご返答いただいた方は、学校再開時にお配りします、「日本スポーツ振興センター 加入同意書」にご記入・押印のうえ、**次の日に**担任へご提出ください。

なお、災害共済給付に関する個人情報につきましては、取り扱いに十分留意し、加入及び給付金の請求手続き以外には使用いたしません。

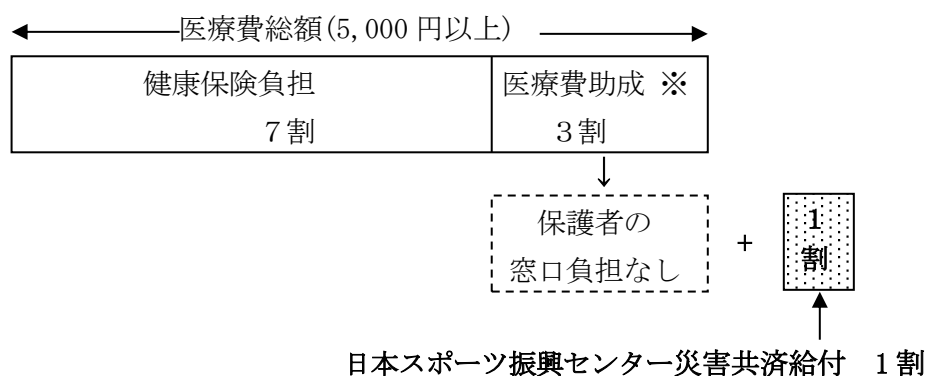
※ ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。

参考

- 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」における医療費給付の内訳



- 医療費助成を受けた場合の給付の内訳



※ 本市の医療費助成には「子ども医療費助成制度」のほかに、「ひとり親家庭等医療費助成制度」、「障害者医療費助成制度」等があります。